

○子ども医療費の助成に関する条例施行規則

平成6年3月14日

規則第10号

鹿追町乳幼児医療費特別給付金条例施行規則（昭和47年規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、子ども医療費の助成に関する条例（平成6年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（受給資格者の登録申請）

第2条 条例第4条の規定による受給資格者の登録は、乳幼児等医療費受給資格者登録申請書（以下「申請書」という。）により行わなければならない。

2 前項の申請書には、条例第2条第4項に規定する医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類及び所得・課税状況が確認できる書類を添付するものとする。

3 町長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

4 町長は、第2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

（条例第7条第2項に規定する額等）

第3条 条例第7条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条第2項の規定の例による。

（受給者証の交付等）

第4条 町長は、条例第5条の規定により申請書を受領し、その者が条例第3条に規定する対象者であると認めたときは、乳幼児等医療費受給者台帳に所定の事項を記載し、乳幼児等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を作成して、申請者に交付するものとする。

2 前項の受給者証の有効期限は、毎年7月31日までとし、8月1日に更新する。ただ

し、満18歳に達した者は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

(受給者証の更新申請)

第5条 前条第2項の規定により受給者証の更新を受けようとする者は申請書に第2条2項に掲げる書類を添え、町長に提出するものとする。ただし、受給者の資格要件を公募等により確認できるときは、申請書に代えて職権で受給者証の更新及び変更をすることができる。

(助成金の交付申請)

第6条 条例第8条第1項の規定による医療費の請求は、保険医療機関等が乳幼児等医療費給付金申請書を月の初日から末日までの分を毎月ごとに翌月の10日までに町長に提出することにより行うものとする。

2 条例第8条第2項及び第3項の規定による医療費の請求は、医療費の助成を受けようとするものが乳幼児等医療費支給申請書に当該保険医療機関等の発行する一部負担金等を領収したことを証明する書類を添付し、町長に提出することにより行うものとする。

(助成金の交付の決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは乳幼児等医療費給付金交付決定通知書により、当該申請者に受理した月の末日までに通知するものとする。

2 町長は、前条第2項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、ただちに交付するものとする。

(届出)

第8条 条例第9条の規定による届出は、乳幼児等医療費受給資格内容変更届出書によって行わなければならない。

(受給者証の再交付)

第9条 保護者は、受給者証を汚損し又は亡失したことにより再交付を受けようとするときは、乳幼児等医療費受給者証再交付申請書を町長に提出しなければならない。

(受給者証の返還)

第10条 受給資格者が受給資格を喪失したときは、すみやかに受給者証を町長に返還し

なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年規則第27号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成13年規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成13年4月1日以降に出生した乳幼児について適用し、同日前に出生した乳幼児については、なお従前の例による。
- 3 平成13年4月1日から平成13年8月31日までに発行する受給者証（平成13年3月31日以前に出生した乳幼児に係るものを除く。）の更新期間は、平成14年9月1日から同年9月30日までとする。

附 則 (平成14年規則第17号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年規則第13号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。ただし、改正後の規則を施行するために必要な申請等の手続その他の準備等の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成17年規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、

なお従前の例による。

附 則 (平成19年規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則の施行の日以前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年規則第7号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日以前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、令和元年8月1日から適用する。

附 則 (令和2年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。